

○豊島区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例

平成27年10月28日

条例第47号

改正 平成27年12月7日条例第56号

平成27年12月28日条例第64号

平成29年3月28日条例第1号

平成30年3月27日条例第3号

平成30年12月11日条例第52号

平成31年3月25日条例第2号

令和元年7月9日条例第10号

令和2年3月18日条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第10号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(平29条例1・一部改正)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 法第2条第3項に規定する個人情報をいう。
- (2) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (3) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (4) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (5) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(区の責務)

第3条 豊島区（以下「区」という。）は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1左欄に掲げる機関が行う同表右欄に掲げる事務、別表第2左欄に掲げる機関が行う同表中欄に掲げる事務及び区長又は豊島区教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う法別表第2第2欄に掲げる事務とする。

- 2 別表第2左欄に掲げる機関は、同表中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 3 区長又は教育委員会は、法別表第2第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第10号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3第1欄に掲げる機関が、同表第3欄に掲げる機関に対し、同表第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

- 2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(平29条例1・一部改正)

(規則への委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則 (平成27年12月7日条例第56号)

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成27年12月28日条例第64号）

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成29年3月28日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第2に第44項及び第45項を加える改正規定は、平成29年4月1日から、第1条及び第5条第1項の改正規定は、同年5月30日から施行する。

附 則（平成30年3月27日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年12月11日条例第52号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月25日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年7月9日条例第10号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第1条及び第3条の規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年3月18日条例第1号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第4条第1項関係）

（平27条例56・平27条例64・平30条例3・平30条例52・平31条例2・令2条例1・一部改正）

機関	事務
1 区長	後期高齢者医療葬祭給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
2 区長	豊島区心身障害者福祉手当条例（昭和49年豊島区条例第28号）による心身障害者福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
3 区長	豊島区子どもの医療費の助成に関する条例（平成4年豊島区条例第60号）による医療証の交付又は医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
4 区長	豊島区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（平成元年豊島区条例第46号）による医療証の交付又は医療費の助成に関する事務であ

	って規則で定めるもの
5 区長	豊島区児童育成手当条例（昭和44年豊島区条例第30号）による児童育成手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
6 区長	豊島区立福祉住宅条例（平成2年豊島区条例第38号）による福祉住宅（同条例第3条に規定する福祉住宅をいう。以下同じ。）の管理に関する事務であって規則で定めるもの
7 教育委員会	就学援助費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
8 区長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの
9 区長	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
10 区長	豊島区立区民住宅条例（平成6年豊島区条例第31号）による区民住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
11 区長	安心住まいの管理に関する事務であって規則で定めるもの
12 区長	障害者（児）に対する移動支援の支給に関する事務であって規則で定めるもの
13 区長	障害者（児）に対する日中一時支援の支給に関する事務であって規則で定めるもの
14 区長	重度心身障害者（児）に対する日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの
15 区長	重度身体障害者に対する自動車改造費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
16 区長	産後サポーターの利用料の助成に関する事務であって規則で定めるもの
17 削除	
18 区長	私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
19 区長	私立幼稚園等の入園に伴う補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
20 区長	特定教育・保育施設の特定負担額の補助金の交付に関する事務であつ

	て規則で定めるもの
21 区長	要配慮者用住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
22 区長	豊島区難病患者福祉手当条例（昭和50年豊島区条例第10号）による難病患者福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
23 区長	豊島区保育料等に関する条例（昭和62年豊島区条例第3号）による保育料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第4条第1項関係）

（平27条例56・平27条例64・平29条例1・平30条例3・平30条例52・平31条例2・令元条例10・令2条例1・一部改正）

機関	事務	特定個人情報
1 区長	豊島区特別区税条例（昭和39年豊島区条例第34号）による区税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給又は生活号）による区税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）であって規則で定めるもの
2 区長	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの 医療保険各法（健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国

		家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）をいう。以下同じ。）又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの
3 区長	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第7条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
4 区長	老人福祉法（昭和38年法律第133号）による福祉の措置に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
5 区長	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
6 区長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関

	の	<p>する情報（以下「障害者自立支援給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>児童福祉法（昭和22年法律第164号）による障害児通所支援、障害児入所支援又は措置（同法第27条第1項第3号の措置をいう。）に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>障害者関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>国民年金法（昭和34年法律第141号）による障害基礎年金の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>
7	区長	<p>豊島区心身障害者福祉手当条例による心身障害者福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護又は施設入所支援に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>障害者関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>児童福祉法による障害児入所給付費の支給、障害児入所支援又は措置（同法第27条第1項第3号の措置をいう。）に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>豊島区児童育成手当条例による児童育成手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>
8	区長	<p>生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事</p> <p>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>障害者関係情報であって規則で定めるもの</p>

	務であって規則で定めるもの	
9 区長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
10 区長	予防接種法（昭和23年法律第68号）による給付（同法第15条第1項の疾病に係るものに限る。）の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
11 区長	母子保健法（昭和40年法律第141号）による保健指導、新生児の訪問指導又は妊産婦の訪問指導に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
12 削除		
13 区長	児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、母子生活支援施設における保護の実施、療育の給付、障害児入所給付費の支給、障害児入所支援又は措置（同法第27条第1項第3号の措置をいう。）に関する情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの

		の
14 区長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	<p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、母子生活支援施設における保護の実施又は療育の給付に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>障害者関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</p>
15 区長	児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	<p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、母子生活支援施設における保護の実施、療育の給付、障害児入所給付費の支給、障害児入所支援又は措置（同法第27条第1項第3号の措置をいう。）に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>障害者関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</p>
16 区長	豊島区子どもの医療費の助成に関する条例による医療証の交付又は医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	<p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、母子生活支援施設における保護の実施、療育の給付、障害児入所給付費の支給、障害児入所支援又は措置（同法第27条第1項第3号の措置をいう。）に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</p>
17 区長	豊島区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による医療証の	<p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの</p>

	<p>交付又は医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、母子生活支援施設における保護の実施、療育の給付、障害児入所給付費の支給、障害児入所支援又は措置（同法第27条第1項第3号の措置をいう。）に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>障害者関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報（以下「特別児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>国民年金法による年金である給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>
<p>18 区長</p>	<p>豊島区児童育成手当条例による児童育成手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、母子生活支援施設における保護の実施、療育の給付、障害児入所給付費の支給、障害児入所支援又は措置（同法第27条第1項第3号の措置をいう。）に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>障害者関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>国民年金法による年金である給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>

		る情報であって規則で定めるもの
19 区長	公営住宅法（昭和26年法律第193号）による公営住宅（同法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。）の管理に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
20 区長	豊島区立福祉住宅条例による福祉住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
21 区長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって規則で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
		障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
22 区長	重度心身障害者手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
		障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		児童福祉法による障害児入所給付費の支給、障害児入所支援又は措置（同法第27条第1項第3号の措置をいう。）に関する情報であって規則で定めるもの

23 区長	生活に困窮する外国人 に対する生活保護の措 置に関する事務であっ て規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		児童手当法による児童手当又は特例給付の支給 に関する情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定める もの
		障害者自立支援給付関係情報であって規則で定 めるもの
		母子保健法による養育医療の給付又は養育医療 に要する費用の支給に関する情報であって規則 で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関 する情報(以下「児童扶養手当関係情報」という。) であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規 則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第 129号)による資金の貸付けに関する情報であっ て規則で定めるもの
		児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育 の給付又は障害児入所給付費の支給に関する情 報であって規則で定めるもの
		特別児童扶養手当関係情報であって規則で定め るもの
医療保険給付関係情報であって規則で定めるも の		
特別児童扶養手当等の支給に関する法律による 障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国 民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律		

		第34号。以下「昭和60年法律第34号」という。) 附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
24 区長	健康増進法（平成14年法律第103号）による健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
25 削除		
26 削除		
27 削除		
28 削除		
29 区長	精神通院医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの 生活保護関係情報であって規則で定めるもの
30 区長	結核患者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの 生活保護関係情報であって規則で定めるもの
31 区長	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの 障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの 生活保護関係情報であって規則で定めるもの 児童福祉法による障害児通所支援、母子生活支援施設における保護の実施、障害児入所支援又は措置（同法第27条第1項第3号の措置をいう。）に関する情報であって規則で定めるもの 児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの

		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
		国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
32 区長	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
33 区長	豊島区立区民住宅条例による区民住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
34 区長	安心住まいの管理に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
35 区長	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		児童福祉法による障害児通所支援、障害児入所支援又は措置（同法第27条第1項第3号の措置をいう。）に関する情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの

		るもの
		国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
36 区長	産後サポーターの利用料の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
37 削除		
38 区長	私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
39 区長	私立幼稚園等の入園に伴う負担軽減補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
40 区長	特定教育・保育施設の特 定負担額に伴う負担軽減補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
41 区長	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
42 区長	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		障害者自立支援給付関係情報であって規則で定

	害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	めるもの 生活保護関係情報であって規則で定めるもの 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの 障害者関係情報であって規則で定めるもの
43 区長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの 障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの 生活保護関係情報であって規則で定めるもの 児童福祉法による障害児通所支援、障害児入所支援又は措置（同法第27条第1項第3号の措置をいう。）に関する情報であって規則で定めるもの 障害者関係情報であって規則で定めるもの 国民年金法による年金である給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
44 区長	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの 生活保護関係情報であって規則で定めるもの
45 区長	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成16年法律第166号）による特別障害給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの

46 区長	要配慮者用住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
47 区長	豊島区難病患者福祉手当条例による難病患者福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護又は施設入所支援に関する情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		児童福祉法による障害児入所給付費の支給、障害児入所支援又は措置（同法第27条第1項第3号の措置をいう。）に関する情報であって規則で定めるもの
		豊島区児童育成手当条例による児童育成手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		豊島区心身障害者福祉手当条例による心身障害者福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）による特定医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの
48 区長	児童福祉法による保育所における保育の実施又は措置に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		児童福祉法による障害児通所支援、障害児入所支援又は措置（同法第27条第1項第3号の措置をいう。）に関する情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの

		特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
		国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
49 区長	豊島区保育料等に関する条例による保育料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの

別表第3 (第5条第1項関係)

(平27条例64・令元条例10・一部改正)

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	就学援助費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	区長	地方税関係情報であって規則で定めるもの
			生活保護関係情報であって規則で定めるもの
			国民年金法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
2 教育委員会	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	区長	地方税関係情報であって規則で定めるもの
			障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの
			生活保護関係情報であって規則で定めるもの
			児童福祉法による障害児通所支援、障害児入所支援又は措置(同法第27条第1項第3号の措置をいう。)に関する情報であって規則で定めるもの

		児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
		国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報であって規則で定めるもの